第9期西尾市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

計画期間:令和6(2024)年度~令和8(2026)年度

概要版



計画策定の基本事項

計画策定の趣旨

「第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、本計画)では、計画期間中に団塊の世代が全員75歳となる令和7(2025)年を迎えます。また、中長期的にみると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には生産年齢人口の減少も加速し、介護ニーズや医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者も増加することが見込まれます。このような中、本市の人口構成の変化や介護需要の動向を踏まえ、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせる「地域共生社会」づくりに向け、本計画を策定します。

計画の位置づけ

- ●「高齢者福祉計画」:老人福祉法第20条の8
- ●「介護保険事業計画」:介護保険法第117条
- ●「認知症施策推進計画」: 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条

高齢者を取り巻く現状

西尾市の高齢化の状況

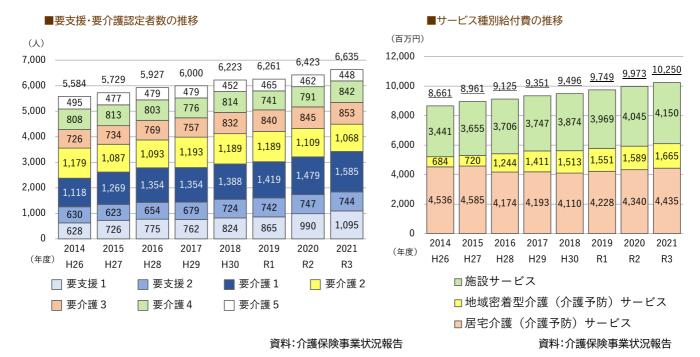
本市の総人口は令和2(2020)年まで増加傾向にありますが、令和5(2023)年実施の国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和 2(2020)年が人口のピークとなり、今後減少していくことが見込まれています。年少人口、生産年齢人口の減少に伴い、高齢化率は上昇する見込みです。

■総人口の推移と推計 (人) 高齢化率: 31.3% 高齢化率: 25.7% -----▶ 推計値 200,000 168.300 169,046 167.990 166,615 163 232 165,298 164.363 161,483 158.092 154,392 18,783 21.591 16,742 25.803 27,587 150,000 27.703 27.913 28.822 17,819 31.597 21,428 21.782 18,921 18,334 19.777 22,581 22.804 20,562 54,587 54,707 100.000 54.724 55,109 56,427 56,099 54,040 50.399 48.339 46,957 50,000 53,002 51,234 48,382 45,739 45.169 44,309 43,406 41,393 39.302 37,206 24,924 24,617 24,236 23.576 21,980 20,286 19,437 19,197 18,825 18,070 0 2050 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 (年) H17 H22 H27 R2 R12 R17 R22 R27 R32 R7 ■ 15歳未満 ■ 15歳~39歳 ■ 40歳~64歳 ■ 65歳~74歳 ■ 75歳以上

資料:国勢調査、国立社会保障·人口問題研究所

西尾市の介護保険の状況

高齢化の進行に伴い、本市の介護保険の要支援・要介護認定者数、サービス給付費はともに増加傾向となっています。



2

計画の基本理念

本計画では、第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾」を引き継ぎ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするとともに、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現をめざします。

地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾 ~高齢者が輝く地域共生社会をめざして~



計画の基本目標と主な取組

基本目標1 地域包括ケアシステムの発展

各圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを段階的に発展させることをめざし、地域包括支援センターの機能強化とともに、地域の各団体や専門職等が連携し、市民主体の活動を促進することで高齢者が安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めます。

施策		具体的な取組
	01	地域包括ケアの中心拠点としての活動
(1) 地拉尔尔	02	総合相談
(1)地域包括支援センター 機能の強化	03	権利擁護
17項目ピグノフ出てし	04	包括的・継続的マネジメント
	05	介護予防ケアマネジメント
	06	地域ケア会議の推進
	07	多職種協働カンファレンス
	08	生活支援コーディネーターの活動促進(生活支援体制整備事業)
(の)を見にかけて士さ合い	09	高齢者生活支援の体制づくり(第2層協議体)
(2)地域における支え合い の体制づくり	10	地域における支え合い・見守り活動の強化(地域支援団体の設置・ 第3層協議体)
	11	生活支援ボランティアの発掘と養成
	12	住民主体による常設型サロンの運営
	13	シルバーカード
	14	在宅医療・介護サービスの拡大
(3)在宅医療・介護連携の	15	市民に対する医療・介護等の啓発
推進	16	在宅療養支援、医療・介護連携の推進(ICT によるネットワークの 強化)

基本目標2 健康づくりと生きがい対策の推進

高齢期となる前からの健康増進を促進するため、早期からの健康づくりを推進するとともに、要支援・要介護認定の軽減や重度化の抑制のため、介護予防事業の充実・強化を図ります。さらに、就労、 生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくり等の地域活動を含めた幅広い社会 参加や多様な交流の場の整備を進めます。

施策		具体的な取組		
	17	健診受診等の促進	(1)	(S)
	18	介護予防把握事業	d 0.70	₹. Þ
	19	介護予防普及啓発事業	333	Y
(1)健康づくりと介護予防の	20	地域介護予防活動支援事業	1	
推進	21	まちの体操教室		
	22	一般介護予防事業評価事業	7	
	23	地域リハビリテーション活動支援事業		
	24	訪問型・通所型サービスの充実		d . Z. b
(2)生きがいづくりの推進	25	生涯学習の促進		
	26	老人クラブ活動の推進		
(3)就労の促進	27	シルバー人材センターの活動の推進		T Sa

基本目標3 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

住宅や公共施設、交通機関による移動等、生活環境のあらゆる場面における安心のためのまちづくりを推進します。特に、高齢者の居住については、安定した居住の確保を図るため、適切な入居支援や 入居後の生活支援に努めます。安心して地域の中で生活できるよう、災害や犯罪被害、感染症等に対応することで、高齢者の安全確保を推進します。

施策	具体的な取組
(1)人にやさしいまちづくり	28 公共交通機関の整備・充実
	29 タクシーチケットの交付
	30 住宅改修費助成
	31 高齢者向け市営住宅
(2)高齢者の住まいの安定	32 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム
	33 養護老人ホーム
	34 生活支援ハウス //11
	35 配食サービス (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	36 緊急通報システムの設置
(3)在宅生活の支援の充実	37 介護保険利用者への助成
(3)住七生佔の文仮の元夫	38 住宅用火災警報器設置
	39 家具転倒防止金具(器具)の取り付け 😭 😭 💡 🕟
	40 訪問理美容利用支援事業 【新規】
(4)緊急時における体制の 強化	41 防犯・防災体制の整備
	42 感染症対策の充実
	43 BCP(業務継続計画)の策定支援 【新規】

基本目標4 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨や国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、 認知症についての正しい理解を進めた上で、予防や効果的な施策推進を図ります。また、個人の意思 が尊重された暮らしのため、高齢者の権利擁護や虐待防止に向けた支援体制を充実させます。

施策		具体的な取組	
	44	認知症に関する普及啓発	
	45	認知症サポーターの育成・活動支援	
	46	若年性認知症についての啓発	
(1)認知症施策の充実	47	認知症予防事業	
	48	認知症地域支援推進員の活動促進	
	49	認知症初期集中支援チームの設置・運営	210
	50	認知症ケアパスの整備	
	51	認知症カフェの開催	وجي الرجي
(2)地域における認知症施	52	認知症介護家族教室	
策の充実	53	認知症介護家族交流会	
	54	西尾市高齢者おかえりネットワーク	
	55	高齢者虐待防止対策ネットワーク	Pill Cib
(3)高齢者の権利擁護の推 進	56	成年後見制度等利用支援事業	\$ 600
WE	57	介護サービス相談員派遣事業	

基本目標5 安心して利用できるサービス提供体制の構築

持続可能な介護保険事業の運営に努めるとともに、必要な給付を適正に提供し、市内すべての高齢者や介護者が安心してサービスを利用できる体制を構築します。また、そのためにサービス提供に携わる人材の養成・確保とともに、市民活動団体や高齢者自身への啓発や養成も推進します。

施策		具体的な取組	
	58	要介護認定の適正化	
	59	ケアプランの点検	
	60	縦覧点検及び医療情報との突合	
(1)介護保険サービスの運	61	介護給付費の通知	
営強化	62	事業者のサービス提供の適正化	
	63	事業者情報の開示	E W
	64	苦情対応・解決のための体制	
	65	居宅介護支援事業所の事業所指定	s s s 5
	66	おむつ給付券支給	
(2)家族介護者支援の推進	67	家族介護慰労金の支給	
	68	ヤングケアラーへの支援 【新規】	M
	69	人材確保に向けた連携	(3)
	70	人材確保に向けた補助金の活用	\\(\begin{align*} \text{V} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
(3)介護・保健・福祉のマン	71	研修受講への支援の実施 【新規】	3,0
パワーの確保	72	専門研修の実施	
	73	介護人材の確保に向けた事業所支援	
	74	ICTの活用・業務効率化の推進	
(4)佐久島における介護・保 健・福祉サービスの展開	75	佐久島いきいきサービス	
	76	渡船運賃の助成	

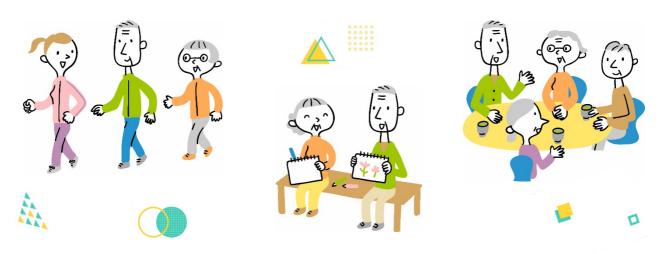
基本目標6 介護サービスの適正整備

介護が必要な高齢者に適正な介護サービスを提供するとともに、介護保険サービスの基盤整備に継続して取り組みます。そのため、介護保険制度に関する普及啓発や介護給付の適正化、介護保険料の収納率向上に取り組みます。

施策	具体的な取組
(1)居宅サービスの適正整 備	要介護状態等となっても介護保険サービスを利用しながら自宅での生活を希望する人が多いため、安心して生活ができるよう在宅で受けられるサービスの充実・強化に引き続き重点を置いて取り組みます。 本市は、居宅要介護者を支えるための訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションについては、一人当たりの利用量が全国平均や愛知県平均と比較し多くなっているものの、訪問介護・訪問看護は利用が少ない状況にあるため、継続してサービスの利用状況を把握・分析するとともに、要介護・要支援認定者の増加に対応したサービス供給体制の整備に努めます。
(2)地域密着型サービスの 適正整備	可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活ができるように、本市には未整備である定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護、様々な介護ニーズに柔軟に対応できる複合的サービスについても、利用ニーズを把握しサービスの必要性を検討するとともに、日常生活圏域のバランス等も考慮し、適正なサービス提供の基盤整備を図ります。
(3)施設サービスの適正整備	介護保険料への影響も考慮しつつ、利用者のニーズ等を踏まえながらサービスの質の向上を図ります。 本市の高齢者人口は、まだ増加傾向にあり、特に85歳以上の人口が2040年まで増えることが見込まれ、今後医療と介護双方を必要とするニーズの増加が想定されます。 また、中長期的に「看取り・ターミナルケア」ができる施設への期待が高まることを見据え、第9期計画期間中に介護医療院25床の整備を進めます。

基本目標7 介護保険料の設定

持続可能な介護保険制度のもとで、安定的に介護保険サービスを提供していくため、令和 22 (2040)年を見据えた介護給付費の見込み量に基づき、第9期計画期間中の介護保険料を設定します。



介護保険料

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの保険料基準額 **月額 5,300 円**

第9期計画の保険料額所得段階を15段階とし、所得状況に応じた負担となるよう配慮します。なお、所得段階第1段階から第3段階までの市民税非課税世帯については、公費により負担割合を引き下げています。

所得段階	対 象 者	割合	年間保険料額
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.24	15, 264円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額 の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.39	24,804円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額 の合計が 120 万円を超える人	基準額 ×0.64	40,704円
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公 的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	57, 240 円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公 的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 ×1.00	63,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 ×1.15	73, 140 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満 の人	基準額 ×1.25	79,500円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満 の人	基準額 ×1.50	95, 400 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満 の人	基準額 ×1.70	108,120円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満 の人	基準額 ×1.90	120,840円
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満 の人	基準額 ×2.10	133,560円
第 12 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満 の人	基準額 ×2.30	146, 280 円
第 13 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上 800 万円未満 の人	基準額 ×2.40	152,640円
第 14 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.50	159,000円
第 15 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人	基準額 ×2.70	171,720円

[※]合計所得金額は、各種所得の合計金額で、所得控除(扶養控除、医療費控除など)をする前の金額です。ただし、土地売却等に係る特別控除がある場合は、判定基準の特例として合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額となります。また、第1段階から第5段階までは「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

日常生活圏域

本市における日常生活圏域は、地理的・歴史的条件、市民の生活形態、交通網、旧行政区、公共施設の位置、面積等を踏まえ、総合的に勘案して4圏域とします。

また、地域に根ざした相談支援や認知症予防、介護予防の推進を効果的に実施するため、地域包括支援センターを中心的な役割として位置づけ、担当エリアを設定します。



日常生活圏域及び地域包括支援センター

圏域名	名称·所在地	担当地区名
西尾北部	西尾市地域包括支援センター東部・八ツ面 花ノ木町2丁目1(西尾市総合福祉センター内)	八ツ面 三和 室場
	西尾市地域包括支援センター西尾 寄住町洲田 20-1(なかざわ記念クリニック内)	西尾 花ノ木
	西尾市地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31(米津老人保健施設内)	鶴城 米津 西野町
西尾南部	西尾市地域包括支援センター平坂 和泉町22(西尾病院内)	平坂 矢田 中畑
	西尾市地域包括支援センター寺津福地 平口町大溝77(特別養護老人ホームせんねん村内)	寺津 福地南部 福地北部
一 色	西尾市地域包括支援センター一色 一色町前野新田48-3(西尾市一色老人福祉センター内)	一色 佐久島
吉良幡豆	西尾市地域包括支援センター吉良幡豆 吉良町寺嶋御手洗31-2	吉良
	はずサブセンター 西幡豆町仲田 14-2(西尾市役所幡豆支所内)	幡豆

第9期西尾市高齢者福祉計画·介護保険事業計画(令和6(2024)年3月) 発行·編集:西尾市 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地 電話:(0563)56-2111(代) FAX:(0563)64-0995